

埼玉 CT テクノロジーセミナー 会則

〈総則・名称〉

第1条 本会は『埼玉CTテクノロジーセミナー』と称する。

〈目的〉

第2条 本会はCTに関する診療・研究及びその発展向上と地域における健康増進を図る事を目的とする。

〈事業〉

第3条 本会は第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) セミナーの開催
- (2) 特別講演会の開催
- (3) 国内関係学会と交流
- (4) その他本会発展のために必要な事業

〈構成・会員〉

第4条 本会は会の趣旨に賛同しCTに関心がある放射線技師並びにその他の者をもって構成する。

〈役員〉

第5条 本会に次の役員を置く。

代表世話人 1名、副代表世話人 3名、世話人、会計監事 1名

〈運営〉

第6条

- (1) 世話人は会員により選出される。
- (2) 世話人は世話人会を組織し、会務を処理する。
- (3) 代表世話人は世話人の互選によって選出される。
- (4) 代表世話人はこの会を代表して会を統括し、必要な会を招集する。
- (5) 会計報告は年1回報告する。
- (6) 世話人会は最高の意思決定機関とする。

〈会計・会費〉

第7条

- (1) 本会の経費は会費・その他の収入をもって当てる。
- (2) 予算及び決算は世話人会の議を経て承認を受ける。
- (3) 会費はその都度、参加費として設定する。
- (4) 会費の変更は世話人会の議決を経て、承認を受ける。

〈会計監事〉

第8条 本会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、会計監事の監査を経て報告しなければならない。

〈事務局・連絡先〉

第9条

(1) 事務局は代表世話人のもとに会員名簿の整理、会費の管理等会の運営に必要な諸業務を行う。

(2) 本会の事務局は以下に置く。

事務連絡責任者：城處 洋輔

済生会川口総合病院 放射線技術科

〒332-8558 埼玉県川口市西川口5-11-5

TEL：048-253-1551

第10条

(1) 会則の変更は世話人会の議を経て、承認を受けるものとする。

(2) 決議は2/3以上の出席（委任状を含む）で過半数をもって議決される。

* 付則（施行規則）*

(1) 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(2) 本会の事業年度は2年間とする。

(3) 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(4) 本会則は令和5年11月1日から施行する。

以上